## ジェンダー平等施策のさらなる推進を求める意見書

ジェンダー平等の実現はSDGsの目標の一つとして掲げられており、政府も男女 共同参画推進法や女性活躍推進法等の制定により、取組を推進している一方で、20 23年6月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数によると、日 本は146か国中125位と前年から9ランクダウンし、過去最低となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性の貧困、失業、DV被害や自殺者の 急増など日本のジェンダー平等施策や社会的コンセンサス形成の立ち遅れを浮き彫り にしました。

政府は、2020年に策定した第5次男女共同参画基本計画の中で「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」としています。

全ての人の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会の実現が 求められる中、ジェンダー平等施策の強化は喫緊の課題です。

よって東大和市議会は、政府に対し、日本のジェンダー平等をさらに前に進め、一人一人の人間が希望を持って生きられる社会の構築に向け、積極的に行動することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和5年9月25日

(送付日) 令和5年9月27日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、厚生労働大臣、法務大臣